【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年12月6日
【発行者名】	岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　吉野　俊之
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目8番1号
【事務連絡者氏名】	田中　利幸
【電話番号】	03-3516-1432
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	日本中小型ディスカバーオープン
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

日本中小型ディスカバーオープン

（以下「ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

当初元本は、1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

◆ ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

1口当たりの発行価格は、取得申込日の基準価額とします。

◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。

◆ 「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

◆ 基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問い合わせ先
岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214
ホームページ http://www.okasan-am.jp

(5) 【申込手数料】

申込金額（取得申込日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

※ お問い合わせ先については、（4）[発行（売出）価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

◆ 償還乗換等優遇措置の定めのある販売会社で支払いを受けた他のファンドの償還金又は販売会社が定める償還日前一定の期間内における解約代金等をもって取得申込みの場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

(6) 【申込単位】

ファンドの取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。

ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。

「分配金受取りコース」

1万口以上1万口単位 又は1万円以上1円単位

「分配金再投資コース」

1万円以上1円単位

ただし、「定時定額購入サービス」をご利用の場合には、1万円以上1千円単位

◆ 販売会社が別に定める申込単位がある場合は、当該申込単位とします。また、取扱いコース及び申込単位は、販売会社によって異なります。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

※ お問い合わせ先については、（4）[発行（売出）価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

(7) 【申込期間】

平成24年12月7日から平成25年12月6日まで

◆ 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせ下さい。

※ お問い合わせ先については、（4）[発行（売出）価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

◆ 販売会社と販売会社以外の金融商品取引業者が取次契約を結ぶことにより、当該金融商品取引業者が当該販売会社にファンドの取得申込み等を取り次ぐことがあります。

(9) 【払込期日】

申込みコース又は販売会社によって異なります。

「分配金受取りコース」

取得申込日から起算して5営業日以内に、申込代金を販売会社でお支払い下さい。なお、販売会社が別に定める期日がある場合は当該期日までとします。

「分配金再投資コース」

取得申込日に、申込代金を販売会社でお支払い下さい。

なお、販売会社が別に定める期日がある場合は当該期日までとします。

「定時定額購入サービス」をご利用の場合には、申込代金は、あらかじめ定められた日に銀行口座等より自動的に引き落としさせていただきます。

◆ 各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

◆ 詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込みを行った販売会社の本・支店等で払込みの取扱いを行います。

◆ 詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

※ お問い合わせ先については、（4）[発行（売出）価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社 証券保管振替機構

（12）【その他】

■ 振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」と称する場合があります。）における振替受益権です。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程、その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転を、コンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等が、コンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

■ 申込証拠金

ありません。

■ 日本以外の地域における発行

ありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

ファンドは、日本中小型株マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、マザーファンドを通じて、わが国の金融商品取引所上場株式に投資し、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■ ファンドの商品分類

ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信／国内／株式」に分類されます。

ファンドの商品分類は、以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　）	年１回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ
不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （株式・中小型株）） 資産複合 （　） 資産配分固定型 資産配分変更型			

ファンドは、マザーファンドの受益証券（投資信託証券）を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「株式」とは分類・区分が異なります。

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧下さい。なお、社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）でもご覧いただけます。

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

［商品分類表の定義］

《単位型投信・追加型投信の区分》

（1）単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。

（2）追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

《投資対象地域による区分》

（1）国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（2）海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（3）内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資対象資産による区分》

（1）株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（2）債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（3）不動産投信（リート）…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（4）その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。

（5）資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《独立した区分》

（1）MMF（マネー・マネージメント・ファンド）…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

（2）MRF（マネー・リザーブ・ファンド）…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。

（3）ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

《補足分類》

（1）インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

（2）特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、［属性区分表の定義］で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

［属性区分表の定義］

《投資対象資産による属性区分》

（1）株式

①一般・・・次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

②大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

③中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

（2）債券

①一般・・・次の国債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

②公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

③社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

④その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、国債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

⑤格付等クレジットによる属性・・・目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

（3）不動産投信・・・これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

（4）その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。

（5）資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

①資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

②資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

《決算頻度による属性区分》

（1）年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

（2）年2回・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

（3）年4回・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

（4）年6回（隔月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

（5）年12回（毎月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

（6）日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

（7）その他・・・上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

《投資対象地域による属性区分（重複使用可能）》

（1）グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

（2）日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（3）北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（4）欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産

を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（5）アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（6）オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（7）中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（8）アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（9）中近東（中東）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（10）エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資形態による属性区分》

（1）ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

（2）ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

《為替ヘッジによる属性区分》

（1）為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

（2）為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

（1）日経225

（2）TOPIX

（3）その他の指数・・・上記指数にあてはまらない全てのものをいう。

《特殊型》

（1）ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。

（2）条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

（3）ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

（4）その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（3）に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

〈ファンドの特色〉

- マザーファンドの受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式に投資します。
- 投資にあたっては、取得時に時価総額が2,000億円以下の中小型株の中から、GARP（グロース・アット・リーズナブル・プライス）戦略により、企業の成長性に比べて株価が割安な水準にあると判断される銘柄を厳選し、ポートフォリオを構築します。

■GARP（グロース・アット・リーズナブル・プライス）戦略
GARP戦略とは、成長株への投資のための投資戦略の1つです。
利益成長率が高く、割安な株価水準にあると判断される銘柄に投資を行うことをいいます。
GARP戦略に基づき、利益の期待成長率が高く、かつ、この期待成長率が株価バリュエーションに反映されていないと判断した企業の株式に投資します。
■GARP戦略に基づいた運用を行うため、企業業績の予測を基に、PEGレシオ等の投資尺度を活用することで、株式の投資価値を評価します。
■PEGレシオ
企業利益の期待成長率に対して、株価が割安であるか割高であるかを評価します。
PEGレシオ ＝ 予想PER（株価収益率） ÷ 予想利益成長率
※PER（株価収益率） ＝ 株価 ÷ 1株当たり利益

- 銘柄の選定にあたっては、「停滞」から「発展」へと動き始めた日本経済の方向性に焦点をあて、「先端的な新産業分野」、「市場ニーズの拡がりに対応する新産業分野」に注目します。

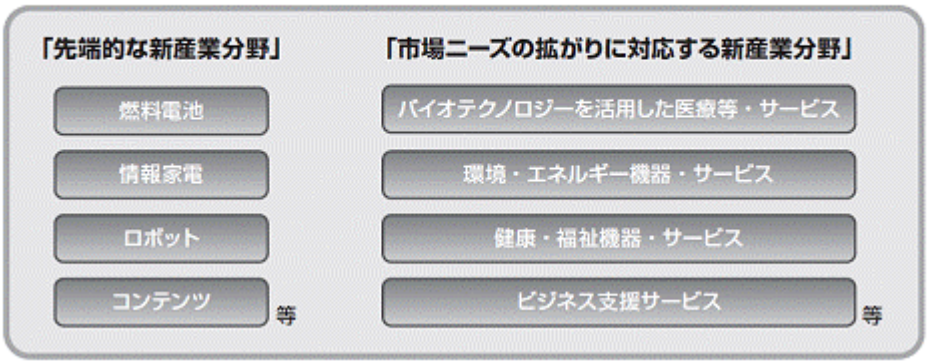

- ファンドマネージャーとアナリストによるチーム運用を行います。

［運用プロセス］

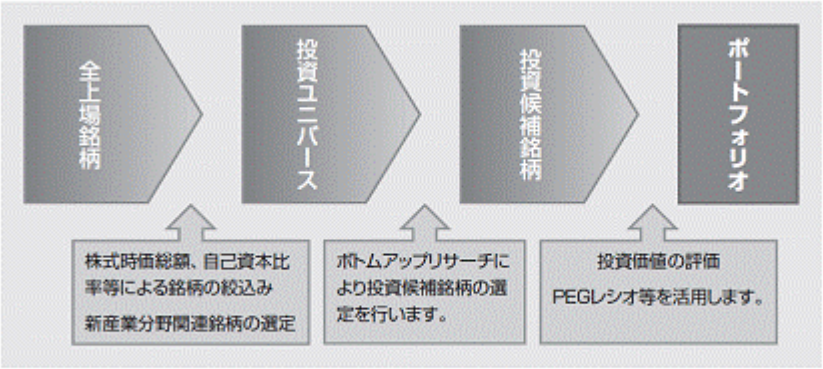

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成16年9月17日　信託契約締結、設定、運用開始

平成19年1月 4日　投資信託振替制度へ移行

(3) 【ファンドの仕組み】

■ ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

■ ファンドの関係法人とその役割

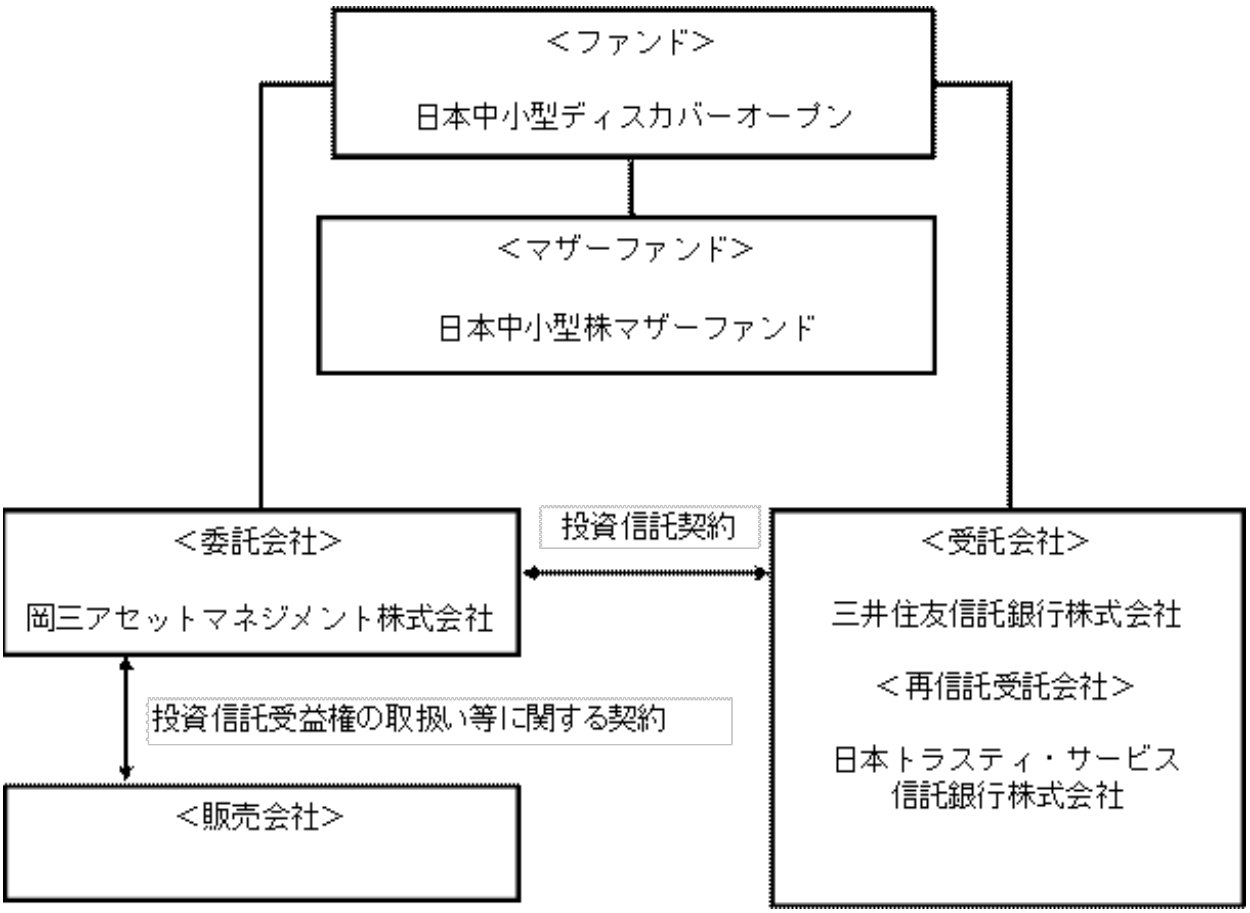

関係法人	役割

委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■ 委託会社の概況（平成24年10月末日現在）

◆ 資本金

10億円

◆ 委託会社の沿革

昭和39年10月 6 日	「日本投信委託株式会社」設立
昭和62年 6 月27日	第三者割当増資の実施（新資本金 4億5,000万円）
平成 2 年 6 月30日	第三者割当増資の実施（新資本金 10億円）
平成20年 4 月 1 日	岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

◆ 大株主の状況

名　称	住　所	持株数	持株比率
岡三興業株式会社	東京都中央区日本橋小網町9番9号	253,400株	30.71%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋1丁目17番6号	163,800株	19.85%
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	41,150株	4.99%
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	41,150株	4.99%
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	41,149株	4.99%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

■ 基本方針

ファンドは、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

日本中小型株マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

b 投資態度

イ．主として、マザーファンドの受益証券に投資し、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

ロ．株式の実質組入比率（マザーファンドの信託財産に属する株式のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした株式の割合をいいます。）は、高位（80%以上）としますが、市況動向によっては弾力的に組入比率を低めることがあります。

ハ．株式以外の資産への実質投資割合(マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。)は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。

ニ．資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（参考）日本中小型株マザーファンドの投資方針

■ 基本方針

ファンドは、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

b 投資態度

イ．わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

ロ．投資にあたっては、取得時に時価総額が2,000億円以下の中小型株の中から、ＧＡＲＰ（グロース・アット・リーズナブル・プライス）戦略により、企業の成長性に比べて株価が割安な水準にあると判断される銘柄を厳選し、ポートフォリオを構築します。

ハ．銘柄の選定にあたっては、「停滞」から「発展」へと動き始めた日本経済の方向性に焦点をあて、「先端的な新産業分野」、「市場ニーズの拡がりに対応する新産業分野」に注目します。

・「先端的な新産業分野」

燃料電池、情報家電、ロボット、コンテンツなど

・「市場ニーズの拡がりに対応する新産業分野」

バイオテクノロジーを活用した医療等・サービス、健康福祉機器・サービス、環境

・エネルギー機器・サービス、ビジネス支援サービスなど

ニ．株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

ホ．株式以外への資産の投資は、原則として投資信託財産総額の50％以下とします。

ヘ．資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

■ 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて、投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、先物取引等に限ります。）

ハ．金銭債権（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるものに限ります。）

ニ．約束手形

b 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

■ 運用の指図範囲

a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として岡三アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された日本中小型株マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

イ．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

ロ．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、イ.の証券の性質を有するもの

ハ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用する

ことを指図することができます。

イ．預金

ロ．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ．コール・ローン

ニ．手形割引市場において売買される手形

c 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還への対応および投資環境の変動への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

（参考）日本中小型株マザーファンドの投資対象

■ 投資の対象とする資産の種類

a 特定資産

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、先物取引等に限ります。）

ハ．金銭債権（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるものに限ります。）

ニ．約束手形

b 特定資産以外の資産

イ．為替手形

■ 運用の指図範囲

a 有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）

イ．株券または新株引受権証書

ロ．国債証券

ハ．地方債証券

ニ．特別の法律により法人の発行する債券

ホ．社債券

ヘ．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

ト．コマーシャル・ペーパー

チ．新株予約権証券

リ．外国または外国の者の発行する証券で、ロ.からチ.までの証券の性質を有するもの

ヌ．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

ル．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

ヲ．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

ワ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

カ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

b 金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）

イ．預金

ロ．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ．コール・ローン

ニ．手形割引市場において売買される手形

ホ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

c 特別な場合の運用指図

ファンドの一部解約、償還への対応および投資環境の変動への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

■ 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。

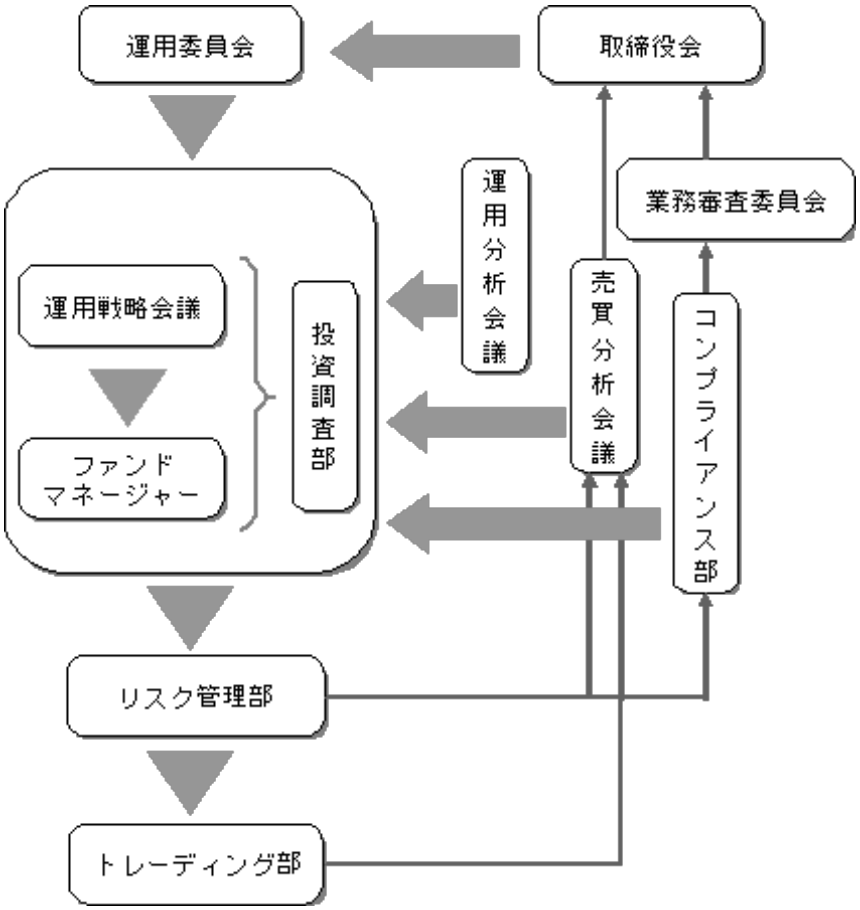

会議名または部署名	役割
運用委員会 （月1回開催）	運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
運用戦略会議 （月1回開催）	ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。
運用担当部署	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。
投資調査部	国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。
運用分析会議 （月1回開催）	運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。
売買分析会議 （月1回開催）	運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 （原則月1回開催）	運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項などについて、審議・検討を行います。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。
コンプライアンス部 （6名程度）	運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の検証並びに検証に基づく運用本部への指導を行います。

リスク管理部 （6名程度）	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるのか伝票等より確認を行い、発注後の検証として、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。
トレーディング部 （7名程度）	有価証券、デリバティブ取引に係る権利等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、運用指図の結果について最良執行の観点からの検証・分析を行います。

■ 社内規程

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

■ ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

※ 運用体制等につきましては、平成24年10月末日現在のものであり、変更になることがあります。

(4) 【分配方針】

■ 毎年9月16日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき分配を行います。

a 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収入には、マザーファンドの利子・配当等収入のうち、ファンドに帰属すべき利子・配当等収入を含むものとします。

b 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ決定します。ただし、分配可能額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

c 留保益の運用方針

分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

d 分配金は、決算日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

■ 分配金再投資コースの場合、分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資いたしま

す。

◆ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

◆ 分配方針に基づいて収益分配を行う予定ですが、分配金の支払いを保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

■ マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。

■ 株式（新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。

■ 外貨建資産への投資は行いません。

■ 先物取引等の運用指図

a 委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします。

b 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

■ 資金の借入れ

a 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入れ額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

c 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

d 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

■ 「投資信託及び投資法人に関する法律」並びに関係法令に基づく投資制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考）日本中小型株マザーファンドの投資制限

■ 株式への投資割合には制限を設けません。

■ 外貨建資産への投資は行いません。

■ 信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

■ 投資する株式等の範囲

a 委託会社が投資することを指図する株式および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式および新株予約権証券については、この限りではありません。

b 上記ａの規定にかかわらず、上場予定の株式および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

■ 信用取引の指図範囲

a 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b 上記ａの信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c 信託財産の一部解約等の事由により、上記ｂの売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

■ 先物取引等の運用指図

a 委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします。

b 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

■ 有価証券の貸付の指図及び範囲

a 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

イ．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないこととします。

ロ．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないこととします。

b 上記ａに定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

■ 「投資信託及び投資法人に関する法律」並びに関係法令に基づく投資制限

a 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

b 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図することはできません。

3【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。 投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。 ファンドは、国内の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

＜投資リスク＞

■ 株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済情勢等の影響により変動します。

投資した株式の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 流動性リスク

有価証券等の時価総額が小さくまたは取引量が少ないとき、市況が急変したとき、取引所等における取引が中止されたときまたは取引所等が閉鎖されたときには、有価証券等の売買価格が

通常よりも著しく不利な価格となることや有価証券等の売却ができなくなる場合があります。

このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品へ投資した場合には、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

＜留意事項＞

・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

・ 取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消すことがあります。

・ ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

＜投資リスクに対する管理体制＞

・ 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。

・ リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

リスク管理部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

① 運用の指図に関する帳票の確認

② 検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認

③ その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票等より確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

・ 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込金額（取得申込日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214
ホームページ http://www.okasan-am.jp

◆ 償還乗換等優遇措置の定めのある販売会社で支払いを受けた他のファンドの償還金又は販売会社が定める償還日前一定の期間内における解約代金等をもって取得申込みの場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

■ 信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下に定める信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬率は、毎日の基準価額（1万口当たりの基準価額をいいます。）に応じて、以下のように変動します。

また、信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で以下のように配分します。

基準価額 （1万口当たり）	信託報酬率	内、委託会社	内、販売会社	内、受託会社
10,000円以上のとき	年10,000分の 168.0 （税抜160）	年10,000分の 84.0 （税抜80）	年10,000分の 73.5 （税抜70）	年10,000分の 10.5 （税抜10）
9,000円以上 10,000円未満のとき	年10,000分の 147.0 （税抜140）	年10,000分の 63.0 （税抜60）	年10,000分の 73.5 （税抜70）	年10,000分の 10.5 （税抜10）
9,000円未満のとき	年10,000分の 136.5 （税抜130）	年10,000分の 52.5 （税抜50）	年10,000分の 73.5 （税抜70）	年10,000分の 10.5 （税抜10）

■ 信託報酬の支払時期

毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

■ ファンドの組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該売買委託手数料につきましては、間接的に受益者の負担となります。

■ ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の1.05（税抜1.0）の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

■ ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

■ ファンドの信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的に受益者の負担となります。

※ 上記の他、信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。また、その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動

するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

■ 個人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

平成25年1月1日から平成49年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税 7%、地方税3%）
平成25年1月1日以降 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税 7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）
平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

■ 法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、源泉徴収された所得税は、法人税から控除できます。

平成25年1月1日から平成49年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
平成24年12月31日まで	7%（所得税 7%）
平成25年1月1日以降 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税 7%、復興特別所得税0.147%）
平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
平成50年1月1日以降	15%（所得税15%）

※ 普通分配金、元本払戻金（特別分配金）とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」があります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の

全額が普通分配金となります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

※ 個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースでファンドを買付けた場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

■ その他

・ 原則として、益金不算入制度、配当控除の適用が可能です。税務署等でご確認いただくことをおすすめいたします。

・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取扱った販売会社にお問い合わせ下さい。

※ 上記の内容は平成24年10月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。

5 【運用状況】

平成24年10月31日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	257,801,329	94.50
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		14,992,933	5.50
合計（純資産総額）		272,794,262	100.00

＜参考＞日本中小型株マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	256,888,800	89.92
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		28,789,167	10.08
合計（純資産総額）		285,677,967	100.00

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

組入銘柄は、上位30銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	日本中小型株マザーファンド	253,841,404	0.9870	250,541,465	1.0156	257,801,329	94.50

（種類別投資比率）

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	94.50
合計	94.50

＜参考＞日本中小型株マザーファンド

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	投資比率（%）
日本	株式	リソー教育	サービス業	3,200	6,000.00	19,200,000	5,980.00	19,136,000	6.70
日本	株式	東急コミュニティー	サービス業	4,000	2,848.00	11,392,000	2,864.00	11,456,000	4.01
日本	株式	コシダカホールディングス	サービス業	5,000	2,175.00	10,875,000	2,190.00	10,950,000	3.83
日本	株式	ＭｏｎｏｔａＲＯ	小売業	4,300	1,936.00	8,324,800	2,097.00	9,017,100	3.16
日本	株式	トーカイ	サービス業	4,500	1,978.00	8,901,000	1,966.00	8,847,000	3.10
日本	株式	ジェイコムホールディングス	サービス業	12,000	688.00	8,256,000	714.00	8,568,000	3.00
日本	株式	イオンクレジットサービス	その他金融業	5,000	1,565.00	7,825,000	1,694.00	8,470,000	2.96
日本	株式	イーピーエス	サービス業	35	227,300.00	7,955,500	238,100.00	8,333,500	2.92
日本	株式	ファンコミュニケーションズ	サービス業	50	127,200.00	6,360,000	158,300.00	7,915,000	2.77
日本	株式	オーデリック	電気機器	4,700	1,610.00	7,567,000	1,627.00	7,646,900	2.68
日本	株式	東建コーポレーション	建設業	2,000	3,473.38	6,946,773	3,505.00	7,010,000	2.45
日本	株式	ＤＴＳ	情報・通信業	6,000	1,073.00	6,438,000	1,101.00	6,606,000	2.31
日本	株式	メガチップス	電気機器	3,700	1,673.00	6,190,100	1,782.00	6,593,400	2.31
日本	株式	乃村工藝社	サービス業	22,000	237.00	5,214,000	289.00	6,358,000	2.23
日本	株式	電通国際情報サービス	情報・通信業	9,000	745.00	6,705,000	696.00	6,264,000	2.19
日本	株式	ＳＣＳＫ	情報・通信業	4,500	1,278.00	5,751,000	1,358.00	6,111,000	2.14
日本	株式	朝日インテック	精密機器	2,500	2,443.00	6,107,500	2,369.00	5,922,500	2.07
日本	株式	フリービット	情報・通信業	13,200	376.00	4,963,200	440.00	5,808,000	2.03
日本	株式	ワコム	電気機器	25	175,900.00	4,397,500	231,900.00	5,797,500	2.03

日本	株式	ゼビオ	小売業	3,700	1,610.00	5,957,000	1,562.00	5,779,400	2.02
日本	株式	堀場製作所	電気機器	2,400	2,398.00	5,755,200	2,175.00	5,220,000	1.83
日本	株式	福島工業	機械	3,300	1,303.00	4,299,900	1,404.00	4,633,200	1.62
日本	株式	アインファーマシーズ	小売業	800	5,190.00	4,152,000	5,650.00	4,520,000	1.58
日本	株式	ＯＢＡＲＡ ＧＲＯＵＰ	電気機器	5,000	960.00	4,800,000	876.00	4,380,000	1.53
日本	株式	エイチ・アイ・エス	サービス業	1,800	2,332.00	4,197,600	2,414.00	4,345,200	1.52
日本	株式	学研ホールディングス	情報・通信業	19,000	202.00	3,838,000	219.00	4,161,000	1.46
日本	株式	ユナイテッドアローズ	小売業	2,000	2,200.00	4,400,000	2,045.00	4,090,000	1.43
日本	株式	サカタインクス	化学	10,000	390.00	3,900,000	395.00	3,950,000	1.38
日本	株式	ツクイ	サービス業	2,000	1,479.00	2,958,000	1,855.00	3,710,000	1.30
日本	株式	セントケア・ホールディング	サービス業	3,000	939.00	2,817,000	1,229.00	3,687,000	1.29

（種類別及び業種別投資比率）

種類	国内/外国	業種	投資比率（%）
株式	国内	サービス業	34.37
		情報・通信業	15.37
		電気機器	11.06
		小売業	9.04
		機械	3.83
		精密機器	3.33
		その他金融業	2.96
		建設業	2.45
		化学	1.38
		卸売業	1.12
		金属製品	1.11
		その他製品	1.10
		証券、商品先物取引業	1.03
		輸送用機器	0.91
		医薬品	0.86
合計			89.92

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額	基準価額 （1口当たり）
	円	円
第1期計算期間末 （平成17年 9月16日）	2,447,630,141 （分配付） 2,388,008,441 （分配落）	1.2316 （分配付） 1.2016 （分配落）
第2期計算期間末 （平成18年 9月19日）	1,431,881,379 （分配付） 1,399,585,479 （分配落）	1.3301 （分配付） 1.3001 （分配落）
第3期計算期間末 （平成19年 9月18日）	953,121,661 （分配付） 928,242,061 （分配落）	1.1493 （分配付） 1.1193 （分配落）
第4期計算期間末 （平成20年 9月16日）	621,060,911 （分配付） 621,060,911 （分配落）	0.8612 （分配付） 0.8612 （分配落）
第5期計算期間末 （平成21年 9月16日）	721,597,036 （分配付） 721,597,036 （分配落）	0.8578 （分配付） 0.8578 （分配落）
第6期計算期間末 （平成22年 9月16日）	344,629,970 （分配付） 344,629,970 （分配落）	0.7242 （分配付） 0.7242 （分配落）
第7期計算期間末 （平成23年 9月16日）	324,133,309 （分配付） 324,133,309 （分配落）	0.8135 （分配付） 0.8135 （分配落）
第8期計算期間末 （平成24年 9月18日）	268,046,972 （分配付） 268,046,972 （分配落）	0.7902 （分配付） 0.7902 （分配落）
平成23年10月末日	302,483,336	0.7991
11月末日	287,798,318	0.7730
12月末日	269,631,350	0.7793
平成24年 1月末日	268,049,266	0.7806
2月末日	279,725,471	0.8245
3月末日	288,018,198	0.8537
4月末日	279,651,597	0.8289
5月末日	274,067,846	0.7645
6月末日	278,466,611	0.7871
7月末日	266,791,677	0.7751
8月末日	269,424,268	0.7828
9月末日	269,722,708	0.7979
10月末日	272,794,262	0.8104

②【分配の推移】

期間		分配金 （1口当たり）
第1期計算期間	自平成16年 9月17日至平成17年 9月16日	0.0300円
第2期計算期間	自平成17年 9月17日至平成18年 9月19日	0.0300円
第3期計算期間	自平成18年 9月20日至平成19年 9月18日	0.0300円
第4期計算期間	自平成19年 9月19日至平成20年 9月16日	0円
第5期計算期間	自平成20年 9月17日至平成21年 9月16日	0円
第6期計算期間	自平成21年 9月17日至平成22年 9月16日	0円
第7期計算期間	自平成22年 9月17日至平成23年 9月16日	0円
第8期計算期間	自平成23年 9月17日至平成24年 9月18日	0円

③【収益率の推移】

期間		収益率（%）
第1期計算期間	自平成16年 9月17日至平成17年 9月16日	23.2
第2期計算期間	自平成17年 9月17日至平成18年 9月19日	10.7
第3期計算期間	自平成18年 9月20日至平成19年 9月18日	△11.6
第4期計算期間	自平成19年 9月19日至平成20年 9月16日	△23.1
第5期計算期間	自平成20年 9月17日至平成21年 9月16日	△0.4
第6期計算期間	自平成21年 9月17日至平成22年 9月16日	△15.6
第7期計算期間	自平成22年 9月17日至平成23年 9月16日	12.3
第8期計算期間	自平成23年 9月17日至平成24年 9月18日	△2.9

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間	12,978,430,000	10,991,040,000
第2期計算期間	531,920,000	1,442,780,000
第3期計算期間	119,700,000	366,910,000
第4期計算期間	13,100,000	121,240,000
第5期計算期間	1,565,600,000	1,445,580,000
第6期計算期間	2,220,000	367,540,000
第7期計算期間	35,120,000	112,570,000
第8期計算期間	21,320,000	80,550,000

（参考情報）

運用実績

2012年10月31日現在

基準価額・純資産の推移(2004年9月17日～2012年10月31日)

※基準価額は、信託報酬控除後です。
※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。
※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

分配金の推移

2012年9月	0円
2011年9月	0円
2010年9月	0円
2009年9月	0円
2008年9月	0円
設定来累計	900円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

主な資産の状況

資産配分

資産	純資産比率
株式	84.98%
その他資産	15.02%
合計	100.00%

※マザーファンドを通じた実質比率を記載しております。

業種別比率（日本中小型株マザーファンド）

業種	純資産比率
サービス業	34.37%
情報・通信業	15.37%
電気機器	11.06%
小売業	9.04%
機械	3.83%

※組入上位５業種です。
※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

組入上位銘柄（日本中小型株マザーファンド）

銘柄名	業種	純資産比率
リソー教育	サービス業	6.70%
東急コミュニティー	サービス業	4.01%
コシダカホールディングス	サービス業	3.83%
MonotaRO	小売業	3.16%
トーカイ	サービス業	3.10%
ジェイコムホールディングス	サービス業	3.00%
イオンクレジットサービス	その他金融業	2.96%
イーピーエス	サービス業	2.92%
ファンコミュニケーションズ	サービス業	2.77%
オーデリック	電気機器	2.68%

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。
※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

年間収益率の推移

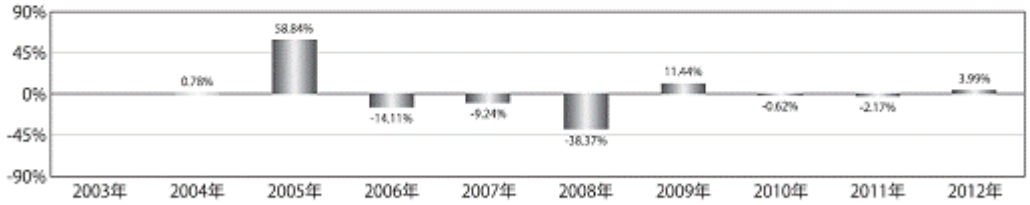

※ファンドにはベンチマークはありません。
※2004年はファンドの設定日から年末まで、2012年は10月末までの騰落率を示しています。
※年間収益率は、期間中の基準価額増減および分配金累計（税引前）の合計額を前年末の基準価額で除して算出しています。

・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
・最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

■ 取得申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

■ 取得申込手続

・ 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

・ 取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。

・ 「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。

・ 「分配金受取りコース」の申込単位は、1万口以上1万口単位又は1万円以上1円単位、「分配金再投資コース」の申込単位は、1万円以上1円単位、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の場合には、1万円以上1千円単位となります。なお、販売会社が別に定める申込単位がある場合は、当該申込単位とします。また、取扱いコース及び申込単位は、販売会社によって異なります。

詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

・ 1口当たりの発行価格は、取得申込日の基準価額とします。

なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

・ 申込代金は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料を加算した額

です。

・ 申込手数料は、申込金額に販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額です。

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。

また、償還乗換等優遇措置の定めのある販売会社で支払いを受けた他のファンドの償還金又は販売会社が定める償還日前一定の期間内における解約代金等をもって取得申込みの場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

・ 申込代金は、取得申込みを取扱った販売会社の本・支店等でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

・ 申込代金の払込期日については、「分配金受取りコース」を選択された場合は、取得申込日から起算して5営業日以内に、申込代金を販売会社でお支払い下さい。なお、販売会社が別に定める期日がある場合は当該期日までとします。

「分配金再投資コース」を選択された場合は、取得申込日に、申込代金を販売会社でお支払い下さい。なお、販売会社が別に定める期日がある場合は当該期日までとします。分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の場合には、申込代金は、あらかじめ定められた日に銀行口座等より自動的に引き落としさせていただきます。

詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214
ホームページ http://www.okasan-am.jp

2【換金（解約）手続等】

■ 換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

■ 換金申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

■ 解約請求制による換金手続

・ 受益者は、取得申込みを取扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。解約単位は、販売会社にお問い合わせ下さい。

・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該

口数の減少の記載または記録が行われます。
なお、受益証券をお手許で保有されている場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますのでご留意下さい。

- 解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。解約価額については、取得申込みを取扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- 解約手数料はありません。
- 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

■ 解約請求の受付の中止及び取消

- 取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消すことがあります。
- 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

※ 買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

■ 基準価額の計算方法

基準価額は、信託財産に属する資産を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

■ マザーファンドの評価

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

■ わが国の金融商品取引所上場株式の評価

マザーファンドを通じて投資するわが国の金融商品取引所上場株式は、原則として、取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）で評価します。

■ 株価指数先物取引の評価

マザーファンドを通じて投資する株価指数先物取引は、原則として、取引所の発表する清算値段（清算価格）で評価します。

■ 基準価額に関する照会方法等

基準価額は毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問い合わせ先
岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214
ホームページ http://www.okasan-am.jp

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。また、基準価額は、掲載後変更される場合がありますので、販売会社又は委託会社で確認して下さい。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、平成16年9月17日から平成26年9月16日までとします。

ただし、信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。また、受益者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。

(4) 【計算期間】

計算期間は、毎年9月17日から翌年9月16日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、平成26年9月16日とします。

(5) 【その他】

■ 信託契約の解約（繰上償還）

a 委託会社は、信託期間中に、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権口数が5億口を下回った場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

b 委託会社は、上記ａの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c 上記ｂの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

d 上記ｃの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。

ｅ 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｆ 上記ｃ～ｅまでの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

ｇ 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

ｈ 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の［信託約款の変更］ｄに該当する場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。

ｉ 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

■ 信託約款の変更

ａ 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

ｂ 委託会社は、上記ａの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｃ 上記ｂの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ｄ 上記ｃの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。

ｅ 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｆ 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、この信託約款を変更しようとするときは、上記ｂ～ｅの規定に従います。

■ 反対者の買取請求権

前述の信託契約の解約（繰上償還）又は信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

■ 運用報告書の交付

委託会社は、毎計算期間（原則として、毎年9月17日から翌年9月16日までとします。）終了後及び償還時に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成し、知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

■ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.okasan-am.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

◆ 販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

◆ 変更内容の開示

販売会社との契約又は信託約款を変更した場合において、委託会社が変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■ 収益分配金に対する請求権

a 受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

b 収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

c 上記bの規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

d 受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権

利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

◆ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

■ 償還金に対する請求権

a 受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

b 償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

c 受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

◆ 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（平成23年9月17日から平成24年9月18日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

日本中小型ディスカバーオープン

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第7期 (平成23年９月16日現在)	第8期 (平成24年９月18日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	19,505,860	19,415,657
親投資信託受益証券	308,583,590	250,541,465
未収利息	47	47
流動資産合計	328,089,497	269,957,169
資産合計	328,089,497	269,957,169
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,596,200	―
未払受託者報酬	180,162	145,823
未払委託者報酬	2,161,870	1,749,850
その他未払費用	17,956	14,524
流動負債合計	3,956,188	1,910,197
負債合計	3,956,188	1,910,197
純資産の部		
元本等		
元本	*1 398,430,000	*1 339,200,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△74,296,691	△71,153,028
（分配準備積立金）	12,953,294	11,334,444
元本等合計	324,133,309	268,046,972
純資産合計	*3 324,133,309	*3 268,046,972
負債純資産合計	328,089,497	269,957,169

（2）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期 自 平成22年９月17日 至 平成23年９月16日	第8期 自 平成23年９月17日 至 平成24年９月18日
営業収益		
受取利息	25,655	19,523
有価証券売買等損益	48,267,813	△6,042,125
営業収益合計	48,293,468	△6,022,602
営業費用		
受託者報酬	369,528	295,146
委託者報酬	4,434,234	3,541,704
その他費用	36,832	29,396
営業費用合計	4,840,594	3,866,246
営業利益又は営業損失（△）	43,452,874	△9,888,848
経常利益又は経常損失（△）	43,452,874	△9,888,848
当期純利益又は当期純損失（△）	43,452,874	△9,888,848
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	8,016,664	△2,623,948
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△131,250,030	△74,296,691
剰余金増加額又は欠損金減少額	31,008,345	15,056,561
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	31,008,345	15,056,561
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,491,216	4,647,998
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,491,216	4,647,998
分配金	― *1	― *1
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△74,296,691	△71,153,028

(3) 【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期 別 項 目	第8期 自 平成23年 9月17日 至 平成24年 9月18日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2．収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、当期末が休日のため、平成23年 9月17日から平成24年 9月18日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第7期 （平成23年 9月16日現在）	第8期 （平成24年 9月18日現在）
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 398,430,000口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 339,200,000口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 74,296,691円	2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 71,153,028円
*3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.8135円 (10,000口当たりの純資産額 8,135円)	*3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.7902円 (10,000口当たりの純資産額 7,902円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第7期 自 平成22年 9月17日 至 平成23年 9月16日			第8期 自 平成23年 9月17日 至 平成24年 9月18日		
*1.分配金の計算過程			*1.分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	A	3,840,694円	費用控除後の配当等収益額	A	962,456円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	53,719,750円	収益調整金額	C	46,405,045円
分配準備積立金額	D	9,112,600円	分配準備積立金額	D	10,371,988円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	66,673,044円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	57,739,489円
当ファンドの期末残存口数	F	398,430,000口	当ファンドの期末残存口数	F	339,200,000口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,673円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,702円
10,000口当たり分配金額	H	―円	10,000口当たり分配金額	H	―円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	―円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	―円

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

期 別 項 目	第7期 自 平成22年 9月17日 至 平成23年 9月16日	第8期 自 平成23年 9月17日 至 平成24年 9月18日

1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同 左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、主として、国内株式に投資する親投資信託受益証券を売買目的で保有しており、株価変動リスク、信用リスク等を有しております。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	当ファンドは、主として、売買目的の有価証券を保有しております。保有する有価証券の詳細は、「（4）附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等を有しております。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。
3．金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	同 左

2.金融商品の時価に関する事項

期 別 項 目	第7期 （平成23年 9月16日現在）	第8期 （平成24年 9月18日現在）
1．貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同 左
2．時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同 左

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期 自 平成22年 9月17日 至 平成23年 9月16日	第8期 自 平成23年 9月17日 至 平成24年 9月18日
該当事項はありません。	同 左

（重要な後発事象に関する注記）

第8期 自 平成23年 9月17日 至 平成24年 9月18日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1.元本の移動

第7期 （平成23年 9月16日現在）		第8期 （平成24年 9月18日現在）	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	475,880,000円	期首元本額	398,430,000円
期中追加設定元本額	35,120,000円	期中追加設定元本額	21,320,000円
期中一部解約元本額	112,570,000円	期中一部解約元本額	80,550,000円

2.有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第7期（自 平成22年9月17日 至 平成23年9月16日）

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	42,013,727
合 計	42,013,727

第8期（自 平成23年9月17日 至 平成24年9月18日）

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△3,579,165
合 計	△3,579,165

3.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

4.追加情報

第8期 自 平成23年9月17日 至 平成24年9月18日
「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(4) 【附属明細表】

1.有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	日本中小型株マザーファンド	253,841,404	250,541,465	
	計	銘柄数：1	253,841,404	250,541,465	
		組入時価比率：93.5%		100.0%	
	合計			250,541,465	

（注）　1.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。
　　2.親投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

＜参考＞

当ファンドは、「日本中小型株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

日本中小型株マザーファンドの経理状況

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

日本中小型株マザーファンド

[貸借対照表]

（単位:円）

期別 科目	注記番号	平成23年 9月16日現在 金額	平成24年 9月18日現在 金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		21,735,659	25,377,452
株式		319,838,480	260,767,700
未収入金		517,884	―
未収配当金		1,037,610	755,000
未収利息		52	61
流動資産合計		343,129,685	286,900,213
資産合計		343,129,685	286,900,213
負債の部			
流動負債			
未払金		3,099,874	8,281,019
流動負債合計		3,099,874	8,281,019
負債合計		3,099,874	8,281,019
純資産の部			
元本等			
元本			
元本	*1	339,672,505	282,276,917
剰余金			
剰余金		357,306	―
欠損金		―	3,657,723
純資産合計	*3	340,029,811	278,619,194
負債・純資産合計		343,129,685	286,900,213

[注記表]

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期別 項目	自 平成23年 9月17日 至 平成24年 9月18日

1．有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2．収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、日本中小型ディスカバーオープンの計算期間に合わせるため、平成23年 9月17日から平成24年 9月18日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

平成23年 9月16日現在	平成24年 9月18日現在
*1． 当該計算期間の末日における受益権の総数 339,672,505口	*1． 当該計算期間の末日における受益権の総数 282,276,917口
	2． 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 3,657,723円
*3． 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.0011円 (10,000口当たりの純資産額 10,011円)	*3． 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.9870円 (10,000口当たりの純資産額 9,870円)

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

期別 項目	自 平成22年 9月17日 至 平成23年 9月16日	自 平成23年 9月17日 至 平成24年 9月18日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同 左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、主として、国内株式を売買目的で保有しており、株価変動リスク、信用リスク等を有しております。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	当ファンドは、主として、売買目的の有価証券を保有しております。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等を有しております。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。

3．金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	同 左

2.金融商品の時価に関する事項

期 別 項 目	平成23年 9月16日現在	平成24年 9月18日現在
1．貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同 左
2．時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同 左

（その他の注記）

1.元本の移動

（単位：円）

平成23年 9月16日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成22年 9月17日
期首元本額	422,175,154
期首より平成23年 9月16日までの追加設定元本額	3,534,829
期首より平成23年 9月16日までの一部解約元本額	86,037,478
期末元本額	339,672,505
平成23年 9月16日現在の元本の内訳（＊）	
日本中小型ディスカバーオープン	308,244,522
新財産活用ファンド（愛称 子孫繁栄）	31,427,983

（単位：円）

平成24年 9月18日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成23年 9月17日
期首元本額	339,672,505
期首より平成24年 9月18日までの追加設定元本額	―
期首より平成24年 9月18日までの一部解約元本額	57,395,588
期末元本額	282,276,917

平成24年 9月18日現在の元本の内訳（＊）	
日本中小型ディスカバーオープン	253,841,404
新財産活用ファンド（愛称 子孫繁栄）	28,435,513

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2.有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

自 平成22年9月17日 至 平成23年9月16日

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	24,262,092
合 計	24,262,092

自 平成23年9月17日 至 平成24年9月18日

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	12,160,700
合 計	12,160,700

3.デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

4.追加情報

自 平成23年9月17日 至 平成24年9月18日
「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

[附属明細表]

1.有価証券明細表

①株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額	備考
株式	日本円	サカタインクス	10,000	390.00	3,900,000	
		アールテック・ウエノ	35	68,500.00	2,397,500	
		パイオラックス	1,900	1,770.00	3,363,000	
		ナブテスコ	2,000	1,643.00	3,286,000	
		キトー	50	62,000.00	3,100,000	
		福島工業	3,300	1,303.00	4,299,900	
		日東工業	1,600	1,272.00	2,035,200	
		ワコム	25	175,900.00	4,397,500	
		日本航空電子工業	7,000	719.00	5,033,000	
		堀場製作所	2,400	2,398.00	5,755,200	
		メガチップス	3,700	1,673.00	6,190,100	
		ＯＢＡＲＡ ＧＲＯＵＰ	5,000	960.00	4,800,000	
		オーデリック	4,700	1,610.00	7,567,000	

		河西工業	8,000	352.00	2,816,000	
		タムロン	2,500	2,616.00	6,540,000	
		エー・アンド・デイ	14,000	264.00	3,696,000	
		朝日インテック	2,500	2,443.00	6,107,500	
		アートネイチャー	2,500	1,185.00	2,962,500	
		ソフトクリエイト	2,000	1,258.00	2,516,000	
		マクロミル	3,000	966.00	2,898,000	
		フリービット	13,200	376.00	4,963,200	
		ラック	7,000	331.00	2,317,000	
		電通国際情報サービス	9,000	745.00	6,705,000	
		ウェザーニューズ	1,000	2,854.00	2,854,000	
		WOWOW	15	185,100.00	2,776,500	
		学研ホールディングス	19,000	202.00	3,838,000	
		ＡＯＩ　Ｐｒｏ.	3,000	591.00	1,773,000	
		ＤＴＳ	6,000	1,073.00	6,438,000	
		ＳＣＳＫ	4,500	1,278.00	5,751,000	
		シップヘルスケアホールディングス	1,200	2,206.00	2,647,200	
		キタムラ	4,000	517.00	2,068,000	
		ＭｏｎｏｔａＲＯ	4,300	1,936.00	8,324,800	
		ユナイテッドアローズ	4,000	2,200.00	8,800,000	
		ゼビオ	3,700	1,610.00	5,957,000	
		アインファーマシーズ	800	5,190.00	4,152,000	
		ＦＰＧ	3,000	1,034.00	3,102,000	
		イオンクレジットサービス	5,000	1,565.00	7,825,000	
		コシダカホールディングス	5,000	2,175.00	10,875,000	
		セントケア・ホールディング	30	93,900.00	2,817,000	
		ツクイ	2,000	1,479.00	2,958,000	
		ファンコミュニケーションズ	50	127,200.00	6,360,000	
		ジェイコムホールディングス	12,000	688.00	8,256,000	
		イーピーエス	50	227,300.00	11,365,000	
		東急コミュニティー	4,000	2,848.00	11,392,000	
		リソー教育	3,200	6,000.00	19,200,000	
		エイチ・アイ・エス	1,800	2,332.00	4,197,600	
		トランス・コスモス	2,500	984.00	2,460,000	
		乃村工藝社	22,000	237.00	5,214,000	
		トーカイ	4,500	1,978.00	8,901,000	
		ナック	1,500	1,880.00	2,820,000	
	計	銘柄数：50			260,767,700	
		組入時価比率：93.6%			100.0%	
	合 計				260,767,700	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成24年10月31日現在）

Ⅰ 資産総額	273,231,162	円
Ⅱ 負債総額	436,900	円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	272,794,262	円
Ⅳ 発行済数量	336,600,000	口
Ⅴ １単位当たり純資産額（Ⅲ/Ⅳ）	0.8104	円

＜参考＞日本中小型株マザーファンド

Ⅰ 資産総額	285,677,967	円
Ⅱ 負債総額	0	円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	285,677,967	円
Ⅳ 発行済数量	281,288,188	口
Ⅴ １単位当たり純資産額（Ⅲ/Ⅳ）	1.0156	円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

■ 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

■ 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

■ 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

■ 受益権について

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（平成24年10月末日現在）

（1）資本金の額	10億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	825,000株
最近5年間における主な資本金の額の増減	なし

（2）委託会社の機構

〈委託会社の意思決定機構〉

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

〈運用の意思決定機構〉

運用委員会は、月1回、運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。

運用戦略会議は、月1回、ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。

投資調査部は、国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、及び運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

２【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。
平成24年10月末日現在、当社は、244本の証券投資信託（単位型株式投資信託41本、追加型株式投資信託145本、追加型公社債投資信託16本、親投資信託42本）の運用を行っており、純資産総額は10,294億円（親投資信託を除く。）です。

3【委託会社等の経理状況】

（1）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

（2）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

期別		前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
科目		金額		金額	
（資産の部）		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金預金			5,493,082		5,829,748
有価証券			3,298,316		3,298,206
未収委託者報酬			765,032		582,010
未収運用受託報酬			22,815		26,297
未収投資助言報酬			5,609		5,637
前払費用			32,820		34,096
未収収益			610		264
繰延税金資産			94,045		63,345
その他の流動資産			24,042		865
流動資産合計			9,736,376		9,840,470
固定資産					
有形固定資産	*1		105,282		175,209
建物		44,676		36,865	
器具備品		60,606		138,344	
無形固定資産			10,238		2,681
ソフトウェア		8,116		559	
電話加入権		2,122		2,122	
投資その他の資産			1,981,532		2,069,959
投資有価証券		1,294,320		1,302,277	
親会社株式		583,968		644,952	
長期差入保証金		160,988		150,350	

その他	29,225		29,225	
繰延税金資産	17,540		50,664	
貸倒引当金	△ 14,510		△ 17,510	
投資損失引当金	△ 90,000		△ 90,000	
固定資産合計		2,097,053		2,247,851
資産合計		11,833,429		12,088,322

期別 科目	前事業年度 (平成23年3月31日) 金額		当事業年度 (平成24年3月31日) 金額	
（負債の部）	千円	千円	千円	千円
流動負債				
預り金		4,270		9,102
前受投資助言報酬		2,430		2,423
未払金		374,934		373,562
未払収益分配金	208		69	
未払償還金	3,836		3,795	
未払手数料	366,716		283,314	
その他未払金	4,173		86,383	
未払費用		246,155		244,251
未払法人税等		148,219		120,129
未払消費税等		40,942		24,817
賞与引当金		115,080		119,240
流動負債合計		932,033		893,527
固定負債				
退職給付引当金		87,438		103,572
役員退職慰労引当金		32,870		27,160
資産除去債務		10,933		31,632
固定負債合計		131,242		162,365
負債合計		1,063,275		1,055,892
（純資産の部）				
株主資本				
資本金		1,000,000		1,000,000
資本剰余金		566,500		566,500
資本準備金	566,500		566,500	
利益剰余金		9,173,083		9,387,988
利益準備金	179,830		179,830	
その他利益剰余金				
別途積立金	5,718,662		5,718,662	
繰越利益剰余金	3,274,591		3,489,496	
株主資本合計		10,739,583		10,954,488
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		30,570		77,941
評価・換算差額等合計		30,570		77,941
純資産合計		10,770,153		11,032,429
負債純資産合計		11,833,429		12,088,322

(2) 【損益計算書】

期別 科目	前事業年度 (自 平成 22年 4月 1 日 至 平成 23年 3月 31 日) 金額		当事業年度 (自 平成 23年 4月 1 日 至 平成 24年 3月 31 日) 金額	
	千円	千円	千円	千円
営業収益				
委託者報酬		9,290,792		9,376,702
運用受託報酬		62,807		64,461
営業収益計		9,353,600		9,441,163
営業費用				
支払手数料		5,061,926		5,120,825
広告宣伝費		190,668		197,828
公告費		7,416		1,861
受益権管理費		10,413		11,275
調査費		1,060,076		1,284,694
調査費	162,035		217,345	
委託調査費	898,040		1,067,349	
委託計算費		186,907		218,981
営業雑経費		261,180		224,765
通信費	47,867		46,975	
印刷費	202,785		166,251	
協会費	7,653		8,409	
諸会費	2,873		3,129	
営業費用計		6,778,588		7,060,232
一般管理費				
給料		1,058,378		1,106,058
役員報酬	117,951		124,707	
給料・手当	840,999		895,319	
賞与	99,428		86,032	
交際費		16,286		18,762
寄付金		40,819		39,015
旅費交通費		58,585		53,988
租税公課		19,373		18,505
不動産賃借料		214,427		200,615
賞与引当金繰入		115,080		119,240
退職給付費用		18,227		23,022
役員退職慰労引当金繰入		4,720		4,790
固定資産減価償却費		40,490		44,407
諸経費		333,694		340,584
一般管理費計		1,920,083		1,968,991
営業利益		654,927		411,940

期別 科目	前事業年度 （自　平成22年 4月　1日 至　平成23年 3月 31日） 金額		当事業年度 （自　平成23年 4月　1日 至　平成24年 3月 31日） 金額	
	千円	千円	千円	千円
営業外収益				
受取配当金 *1		24,837		19,049
有価証券利息		9,996		4,056
受取利息		1,538		1,442
約款時効収入		1,762		131
雑益		3,593		45,964
営業外収益計		41,728		70,644
営業外費用				
時効後返還金		36		1,550
信託財産負担金		718		327
固定資産除却損 *2		460		138
雑損		34		47
営業外費用計		1,249		2,063
経常利益		695,406		480,521
特別利益				
投資有価証券売却益		2,416		30,950
特別利益計		2,416		30,950
特別損失				
投資有価証券売却損		1,756		32,200
資産除去債務		2,135		—
投資有価証券評価損		8,385		—
ゴルフ会員権評価損		6,103		—
投資損失引当金繰入		90,000		—
貸倒引当金繰入		—		3,000
特別損失計		108,380		35,200
税引前当期純利益		589,441		476,271
法人税、住民税及び事業税	309,731		252,318	
法人税等調整額	△59,792	249,939	△23,951	228,366
当期純利益		339,501		247,904

(3) 【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,000,000	1,000,000

当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	566,500	566,500
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	566,500	566,500
資本剰余金合計		
当期首残高	566,500	566,500
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	566,500	566,500
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	179,830	179,830
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	179,830	179,830
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	5,718,662	5,718,662
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	5,718,662	5,718,662
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,968,089	3,274,591
当期変動額		
剰余金の配当	△33,000	△33,000
当期純利益	339,501	247,904
当期変動額合計	306,501	214,904
当期末残高	3,274,591	3,489,496
利益剰余金合計		
当期首残高	8,866,581	9,173,083
当期変動額		
剰余金の配当	△33,000	△33,000
当期純利益	339,501	247,904
当期変動額合計	306,501	214,904
当期末残高	9,173,083	9,387,988
株主資本合計		
当期首残高	10,433,081	10,739,583
当期変動額		
剰余金の配当	△33,000	△33,000
当期純利益	339,501	247,904
当期変動額合計	306,501	214,904
当期末残高	10,739,583	10,954,488
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	183,071	30,570

当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△152,501	47,370
当期変動額合計	△152,501	47,370
当期末残高	30,570	77,941
評価・換算差額等合計		
当期首残高	183,071	30,570
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△152,501	47,370
当期変動額合計	△152,501	47,370
当期末残高	30,570	77,941
純資産合計		
当期首残高	10,616,153	10,770,153
当期変動額		
剰余金の配当	△33,000	△33,000
当期純利益	339,501	247,904
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△152,501	47,370
当期変動額合計	154,000	262,275
当期末残高	10,770,153	11,032,429

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物　15 年 器具備品　4～15 年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法により償却しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 投資損失引当金 投資先会社への投資に係る損失に備えるため投資先の財政状態等を勘案して、投資有価証券について必要額を計上しております。 (3) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (4) 退職給付引当金

	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき、計上しております。 なお、退職給付債務の見積額は、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（表示方法の変更）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年 3月31日)	当事業年度 (平成24年 3月31日)
*1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 35,776 千円 器具備品 108,802 千円	*1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 43,586 千円 器具備品 133,977 千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成 22年 4月 1 日 至 平成 23年 3月 31 日)	当事業年度 (自 平成 23年 4月 1 日 至 平成 24年 3月 31 日)
*1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 21,965 千円 *2. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 460 千円	*1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 16,310 千円 *2. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 138 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

（１）発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	825,000	―	―	825,000

（２）配当に関する事項

① 配当金支払額

平成22年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成22年3月31日
効力発生日	平成22年6月26日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成23年3月31日
効力発生日	平成23年6月28日
配当の原資	利益剰余金

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

（１）発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	825,000	―	―	825,000

（２）配当に関する事項

① 配当金支払額

平成23年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成23年3月31日
効力発生日	平成23年6月28日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成24年3月31日
効力発生日	平成24年6月26日
配当の原資	利益剰余金

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金預金、有価証券、未収委託者報酬、投資有価証券及び親会社株式であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。また有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。また、未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

前事業年度（平成23年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1)現金預金	5,493,082	5,493,082	—
(2)有価証券	3,298,316	3,298,316	—
(3)未収委託者報酬	765,032	765,032	—
(4)投資有価証券	592,359	592,359	—
(5)親会社株式	583,968	583,968	—
(6)未払金（未払手数料）	366,716	366,716	—
(7)未払法人税等	148,219	148,219	—

当事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1)現金預金	5,829,748	5,829,748	—
(2)有価証券	3,298,206	3,298,206	—
(3)未収委託者報酬	582,010	582,010	—
(4)投資有価証券	600,316	600,316	—
(5)親会社株式	644,952	644,952	—
(6)未払金（未払手数料）	283,314	283,314	—
(7)未払法人税等	120,129	120,129	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

（1）現金預金、（3）未収委託者報酬、（6)未払金（未払手数料）、(7)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）有価証券、（4）投資有価証券、（5）親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	平成23年3月31日	平成24年3月31日
非上場株式	701,961	701,961

上記については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（4）投資有価証券」には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金預金	5,493,082	—	—	—
未収委託者報酬	765,032	—	—	—

有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	3,298,316	399,387	3,172	—
合計	9,556,432	399,387	3,172	—

当事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金預金	5,829,748	—	—	—
未収委託者報酬	582,010	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	3,298,206	397,716	2,960	—
合計	9,709,964	397,716	2,960	—

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（１）株式	658,896	605,961	52,934
	（２）債券			
	①国債・地方債等	1,798,914	1,798,804	109
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	（３）その他	312,454	305,229	7,224
	小計	2,770,265	2,709,995	60,269
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（１）株式	12,350	12,350	0
	（２）債券			
	①国債・地方債等	1,499,402	1,499,484	△82
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	（３）その他	192,627	201,000	△8,372
	小計	1,704,379	1,712,834	△8,455
	合計	4,474,644	4,422,830	51,813

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 701,961千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

種類	貸借対照表	取得原価	差額

		計上額		
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（1）株式	733,260	605,961	127,298
	（2）債券			
	①国債・地方債等	2,718,551	2,718,501	49
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	（3）その他	212,768	204,226	8,542
	小計	3,664,579	3,528,689	135,890
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（1）株式	9,035	12,350	△3,315
	（2）債券			
	①国債・地方債等	579,654	579,678	△23
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	（3）その他	290,205	302,044	△11,839
	小計	878,895	894,073	△15,177
	合計	4,543,474	4,422,762	120,712

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 701,961千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
（1）株式	—	—	—
（2）債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
（3）その他	104,550	2,416	1,756
合計	104,550	2,416	1,756

当事業年度 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
（1）株式	—	—	—
（2）債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—

（３）その他	198,750	30,950	32,200
合計	198,750	30,950	32,200

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、岡三証券株式会社を運営管理機関とする証券総合型確定拠出年金制度に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 （平成23年3月31日）	当事業年度 （平成24年3月31日）
退職給付引当金（千円）	87,438	103,572

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 （平成23年3月31日）	当事業年度 （平成24年3月31日）
勤務費用（千円）	12,195	16,397
確定拠出年金への掛金拠出額（千円）	6,031	6,660
退職給付費用（千円）	18,227	23,057

(税効果会計関係)

前事業年度 （平成23年3月31日）		当事業年度 （平成24年3月31日）	
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳		１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
賞与引当金	47,182 千円	賞与引当金	45,311 千円
退職給付引当金	35,849 千円	退職給付引当金	36,768 千円
役員退職慰労引当金	13,476 千円	役員退職慰労引当金	9,641 千円
ゴルフ会員権評価損	3,732 千円	ゴルフ会員権評価損	3,231 千円
貸倒引当金	5,949 千円	貸倒引当金	6,216 千円
その他有価証券評価差額金	3,466 千円	その他有価証券評価差額金	5,674 千円
投資有価証券評価損	3,467 千円	投資有価証券評価損	3,002 千円
未払広告宣伝費	11,910 千円	未払広告宣伝費	29,217 千円
投資損失引当金	36,900 千円	投資損失引当金	31,950 千円

資産除去債務	4,482 千円
その他	35,483 千円
繰延税金資産の合計	201,900 千円
繰延税金負債	
負ののれん償却額	62,381 千円
その他有価証券評価差額金	24,710 千円
その他	3,222 千円
繰延税金負債の合計	90,315 千円
繰延税金資産の純額	111,585千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異は法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。

資産除去債務	11,229 千円
その他	18,184 千円
繰延税金資産の合計	200,427 千円
繰延税金負債	
負ののれん償却額	28,908 千円
その他有価証券評価差額金	48,445 千円
その他	9,063 千円
繰延税金負債の合計	86,417 千円
繰延税金資産の純額	114,009千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	41.0%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.0%
住民税均等割等	0.5%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	4.1%
還付法人税等	△2.7%
その他	△1.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.9%

３．法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度の期間において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を41%から38%に変更し、平成27年4月1日に開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を41%から35.5%に変更しております。

この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の純額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は12,842千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額は19,476千円、その他有価証券評価差額金は6,633千円、それぞれ増加しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1.当該資産除去債務の概要

本店の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2.当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年～31年と見積り、割引率は1.404%～2.290%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3.当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
期首残高（千円）（注）	10,689	10,933
有形固定資産の取得に伴う増加額（千円）	―	20,282
時の経過による調整額（千円）	244	416
期末残高（千円）	10,933	31,632

(注)前事業年度の期首残高は「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる残高であります。

（セグメント情報等）

1.セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（4）報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度　（自平成22年4月1日　至平成23年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自平成23年4月1日　至平成24年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

２.関連情報

前事業年度　（自平成22年4月1日　至平成23年3月31日）

(1)製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3)主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自平成23年4月１日　至平成24年3月31日）

(1)製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3)主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

３.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1.関連当事者との取引

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有 直 接 2.30%	当社ファンドの募集取扱 役員の出向 3名	支払手数料の支払（注2）	3,667,811	未払手数料	257,814

（注） 1.上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2.取引条件及び取引条件の決定方針
過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有 直 接 2.30%	当社ファンドの募集取扱 役員の出向 4名	支払手数料の支払（注2）	3,450,056	未払手数料	181,880

（注） 1.上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2.取引条件及び取引条件の決定方針
過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

２.親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

株式会社岡三証券グループ（東京証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成 22年 4月 1 日 至 平成 23年 3月 31 日)	当事業年度 (自 平成 23年 4月 1 日 至 平成 24年 3月 31 日)
1株当たり純資産額 13,054円73銭 1株当たり当期純利益金額 411円51銭	1株当たり純資産額 13,372円64銭 1株当たり当期純利益金額 300円49銭

(注) 1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

1．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
当期純利益（千円）	339,501	247,904
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る当期純利益（千円）	339,501	247,904
普通株式の期中平均株式数（株）	825,000	825,000

2．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額（千円）	10,770,153	11,032,429
純資産の部から控除する合計額（千円）	―	―
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	10,770,153	11,032,429
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	825,000	825,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 「受託会社」

三井住友信託銀行株式会社

① 資本金の額

平成24年4月1日現在、342,037百万円

② 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 「販売会社」

名　称	資本金の額（百万円） 平成24年3月末日現在	事業の内容

岡三証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三縁証券株式会社	150	
香川証券株式会社	555	
静岡東海証券株式会社	600	
荘内証券株式会社	100	
むさし証券株式会社	5,000	
東洋証券株式会社	13,494	
二浪証券株式会社	100	
益茂証券株式会社	515	
丸福証券株式会社	852	
明和證券株式会社	511	

２【関係業務の概要】

(1) 「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

① 信託財産の保管、管理及び計算

② 委託会社の指図に基づく信託財産の処分

(2) 「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

① 受益権の募集の取扱い

② 収益分配金の再投資

③ 収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い

④ 投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い

⑤ 解約請求の受付、買取請求の受付・実行

３【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

委託会社は、三縁証券株式会社の株式を98,000株（持株比率6.09%）保有しています。

委託会社は、丸福証券株式会社の株式を440,000株（持株比率6.29%）保有しています。

第３【その他】

1 投資信託説明書（交付目論見書）の表紙等に、委託会社及びファンドのロゴ・マークを表示し、イラストを使用する場合があります。

2 投資信託説明書（請求目論見書）の表紙等に、委託会社の名称、ファンドの商品分類等を記載し、委託会社及びファンドのロゴ・マークを表示する場合があります。

3 投資信託説明書（交付目論見書）のファンドの目的・特色に、指数、グラフ等を記載することがあります。

4 投資信託説明書（請求目論見書）の巻末に、ファンドの約款を添付します。

5 投資信託説明書（交付目論見書）及び投資信託説明書（請求目論見書）は、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成24年11月１日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　鈴木基仁 印

指定社員
業務執行社員　公認会計士　助川正文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「日本中小型ディスカバーオープン」の平成23年９月17日から平成24年９月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「日本中小型ディスカバーオープン」の平成24年９月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

委託会社の監査報告書（当期）へ

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成24年６月25日

岡三アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会　御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員　　公認会計士 助 川 正 文　㊞

指 定 社 員
業務執行社員　　公認会計士 宝 金 正 典　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成23年４月１日から平成24年３月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成24年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。